

訪問介護

第1号訪問事業

森山病院訪問介護事業所

(電話:0166-55-3600 FAX:0166-55-5050)

訪問介護 重要事項説明書

1. 当事業所が提供する訪問介護についての相談窓口

担 当	森山病院訪問介護事業所 サービス提供責任者 武田 由紀子
電 話	(0166)55-3600
時 間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
	土曜日 午前9時～午後12時30分

*ご不明な点は、お尋ねください。

2. 事業所の概要

(1) 提供できる訪問介護の種類と地域

事業所名	森山病院訪問介護事業所
所在地	旭川市旭町2条1丁目31番地31
介護保険指定番号	訪問介護 第1号訪問事業(北海道 0172900383 号)
訪問介護を提供する地域	旭川市内

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 同事業所の職員体制

	資 格	常 勤	非 常 勤	業 務 内 容
管 理 者	介護福祉士	1		従事者の業務の管理
サービス 提供責任者	介護福祉士	2 (管理者含む)		利用者の調整、 計画の作成、 及び訪問介護の提供
従 事 者	介 護 福 祉 士	3 (サービス提供責任 者含む)	1	訪問介護の提供
	そ の 他			
事務職員		1		必要な事務作業

(令和 6.4.1 現在)

(3) 訪問介護の提供時間帯

月～金曜日	午前9時～午後5時	土曜日	午前9時～午後12時30分
-------	-----------	-----	---------------

*休 業 日曜日・年末年始(12/31～1/3)です。

3. 訪問介護内容

(1) 身体介護

- ・食事介助
- ・入浴介助
- ・排泄介助
- ・清拭、洗髪
- ・体位交換
- ・通院介助 等

(2) 生活援助

- ・買物
- ・調理
- ・整理整頓、掃除
- ・洗濯、補修 等

(3) その他のサービス

- ・介護相談、助言 等

4. 利用料金

(1) 利用料

I 第1号訪問事業利用料(負担割合により、自己負担の1割～3割を乗じた金額)

内 容	要支援 1		要支援 2	
週 1 回程度の利用	1 月当たり	1,176 円	1 月当たり	1,176 円
週 2 回程度の利用	1 月当たり	2,349 円	1 月当たり	2,349 円
週 2 回程度を超える利用			1 月当たり	3,727 円
初回加算	新規利用時	200 円	新規利用時	200 円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1 回/月	100 円	1 回/月	100 円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1 回/月	200 円	1 回/月	200 円
口腔連携強化加算	1 回/月	50 円	1 回/月	50 円
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1 月当たりの利用料に 18.2%を加算			

II. 訪問介護

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割から3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた訪問介護の利用は全額自己負担となります。

【料金表 - 基本料金・昼間 -】 お支払いいただく料金の単価は下記の通りです。

あ あ あ あ	訪問介護 提供時間		身 体 介 護			生 活 援 助		
			身 体 介 護		生活援助加算	訪問介護 提供時間	基本料金	自己負担
			基本料金	自己負担				
①	30 分未満	2,440 円	244 円	身体介護に引き 続き生活援助を 20 分以上行うと きは 25 分増す 毎に 650 円(自 己負担 65 円) 追加	20～45 分 未満	1,790 円	179 円	
②	1 時間未満	3,870 円	387 円					
③	1 時間 30 分未満	5,670 円	567 円		45 分以上	2,200 円	220 円	
④	1 時間 30 分以上 (30 分増す毎に)	820 円 追加	82 円 追加					
加 算	緊急時訪問 介護加算	1,000 円	100 円	身体介護の際、計画的な訪問以外で必要に応じ緊急に訪問した場合				
	生活機能向上 連携加算(Ⅰ)	1,000 円	100 円	サービス提供責任者が訪問・通所リハビリテーション事業所、または医療機関の医師・理学療法士等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合				
	生活機能向上 連携加算(Ⅱ)	2,000 円	200 円	サービス提供責任者が訪問・通所リハビリテーション事業所、または医療機関の医師・理学療法士等と同行訪問し、身体の状況等を共同して評価し且つ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合(該当月から3か月間)				
	口腔連携強化 加算	自己負担 50 円						
	初回加算	自己負担 200 円(新規利用時)						
	介護職員等処遇 改善加算(Ⅲ)	1 月当たりの利用料に 18.2%を加算						

* 基本料金: 介護保険適用外の料金

* 自己負担: 介護保険適用の場合の料金

(負担割合により、上記自己負担の1割～3割を乗じた金額)

* 平成21年4月の介護報酬の改定により、算定要件を満たしたため特定事業所加算Ⅱを算定します。つきましては、利用料に所定単位数の10%を加算させていただきます。

* 上表の料金設定の基本となる時間は、実際の訪問介護提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

* やむを得ない事情で、かつ利用者の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

(2) 交通費

旭川市内	無料
提供区域外から往復おおむね4km未満	200円(消費税別)
提供区域外から往復おおむね4km以上10km未満	400円(消費税別)
提供区域外から往復おおむね10km以上	600円(消費税別)

(3) キャンセル料(要介護のみ)

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。請求は利用料と合計してお知らせいたします。
キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい。(電話 0166-55-3600)

訪問予定時間の2時間前までにご連絡いただいた場合	無料
訪問予定時間の2時間前までにご連絡がなかった場合	一回1,000円

(4) その他

- ① 利用者の住まいで、訪問介護を提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。
- ② 料金のお支払い方法は、契約書第6条第3項に記載してある通りのいずれかの方法で支払ってください。
- 3 依頼者からの要請によりタクシーを使用した場合には実費を申し受けます。
- 4 通院同行の訪問介護中に入院(即入)になった場合、同行の訪問介護担当者のタクシー代は実費を申し受けます。

5. 当事業所の訪問介護の特徴等

(1) 運営の方針

事業所の訪問介護担当者等は、利用者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行なう。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な訪問介護の提供に努めるものとする。

また提供する訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努力するとともに、介護技術の進歩に対応して適切な介護技術をもって、訪問介護の提供を行ないます。

6. 緊急・事故発生時の対応方法

訪問介護提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等への連絡を致します。

主治医	主治医名
	病院名
緊急連絡先1	氏名
	連絡先
緊急連絡先2	氏名
	連絡先

7. 虐待防止について

サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために必要な体制の整備として委員会の設置・定期的な開催(1年に1回以上)、指針の策定、担当者の選定を行うとともに、従業員に対し定期的な研修の実施(1年に1回以上)等の措置を講じます。また、利用者または他の利用者等の生命または

身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。また、身体拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するよう努めます。

虐待防止に関する責任者： 管理者 武田 由紀子

8. 感染症対策について

当事業所は、感染症の発生及びまん延の防止のため、森山メモリアル病院と共同して委員会の設置・開催、必要な研修・訓練の実施などの対策を講ずるよう努めます。

9. 災害対策について

当事業所は、地震や災害などの緊急事態が発生したときに被害を最小限に留め、中核となる事業継続あるいは早期復旧を可能とすべく対策を講ずるよう努めます。(ただし、自然災害等が発生した際には、事前連絡なくサービスを中止せざるを得ない場合がございます。)

10. 訪問介護提供内容に関する相談・要望・苦情

(1) 当事業所の相談・要望・苦情担当

担当者	森山病院訪問介護事業所 サービス提供責任者 武田 由紀子
電 話	(0166) 55-3600

(2) その他

当事業所以外に相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

相 談 窓 口	電 話 番 号
旭川市役所 長寿社会課	0166-26-1111
北海道国民健康保険団体連合会	011-231-5161

11. 当事業部/当病院の概要

名称 社会医療法人元生会 森山病院訪問介護事業所
 所在地・電話番号 旭川市旭町2条1丁目31番地 電話 55-2000 FAX 55-5050
 代表者役職・氏名 理事長 森山 領
 管理者氏名 武田 由紀子
 事業所番号 0172900383

関連事業所等 社会医療法人元生会 森山病院
 社会医療法人元生会 森山メモリアル病院
 森山病院居宅介護支援事業所
 森山メモリアル病院居宅介護支援センター
 森山メモリアル病院指定訪問リハビリテーション事業所
 森山メモリアル病院指定訪問リハビリテーション事業所福祉村サテライト出張所
 森山メモリアル病院指定訪問リハビリテーション事業所東出張所
 介護予防リハビリテーションセンター
 森山メモリアル病院指定居宅療養管理指導事業所
 森山メモリアル病院通所リハビリテーション事業所
 森山メモリアル訪問看護ステーション

ホームページのご案内

社会医療法人元生会 森山メモリアル病院

<https://www.moriyama.or.jp/memorial/>

社会医療法人元生会 森山病院

<https://www.moriyama.or.jp/moriyama/>

- ・訪問介護契約書
- ・重要事項説明書
- ・契約書別紙
- ・契約書兼同意書
- ・個人情報取扱について

平成12年4月1日から施行する

平成17年4月1日	一部改訂
平成21年4月1日	一部改訂
平成24年4月1日	一部改訂
平成26年4月1日	一部改訂
平成27年4月1日	一部改訂
平成27年7月1日	一部改訂
平成29年4月1日	一部改訂
平成29年7月21日	一部改訂
平成30年4月1日	一部改訂
令和1年10月1日	一部改訂
令和2年4月1日	一部改訂
令和3年4月1日	一部改訂
令和4年10月1日	一部改正
令和5年4月1日	一部改訂
令和5年8月1日	一部改訂
令和6年4月1日	一部改訂
令和6年6月1日	一部改訂
令和6年7月1日	一部改訂